

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に基づくこれまでの取組結果(R8.3現在)及び今後の取組方針

項目1: 犬猫の収容及び殺処分の現状分析と「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた大阪モデルの実現
 <<関係所属:健康局>>

これまでの取組み

殺処分数の多くを占める猫について、引取り及び苦情があった地域を町単位で集計・分析し、所有者不明猫適正管理推進事業(街ねこ事業)等、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」にかかる各種事業の啓発重点地域を特定し効果的・効率的な実施の検討に活用するとともに、多頭飼育状況についても情報収集を行い、周知を行うことにより適正飼養の啓発に努めた。

・犬猫の収容数及び殺処分数

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
犬	収容数	46	29	42	34	36
	殺処分数	5	6	9	15	11
猫	収容数	498	334	360	266	217
	殺処分数	260	179	197	150	108
合計	収容数	544	363	402	300	253
	殺処分数	265	185	206	165	119
殺処分削減率		34.7%	30.2%	-11.4%	19.9%	27.9%

・犬猫の苦情件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
犬	1,166	1,102	1,080	1,344	1,467
猫	2,002	1,764	1,565	1,389	1,185

・街ねこ事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施地域数 [※]	129	120	99	105	106
実施匹数	630	728	500	454	400

※手術実施の対象地域数

令和3年度以降の具体的な取組み内容

<令和3年度>

【R3.6】令和2年度の猫の引取り及び苦情があった地域を町単位で集計

【R3.7】令和2年度の犬猫の殺処分数をHPにて公開

【R3.7】各区に、令和2年度の猫の引取り数及び苦情件数の集計結果を提供

【R3.12、R4.3】動物愛護推進会議（書面開催）及び動物愛護推進員研修（書面開催、一部動画視聴）において行動計画の進捗状況を報告

<令和4年度>

【R4.6】令和3年度の猫の引取り及び苦情があった地域を町単位で集計

【R4.7】令和3年度の犬猫の殺処分数をHPにて公開

【R4.7】各区に、令和3年度の猫の引取り数及び苦情件数の集計結果を提供

【R5.2、R5.3】動物愛護推進員研修及び動物愛護推進会議において行動計画の進捗状況を報告

<令和5年度>

【R5.6】令和4年度の猫の引取り及び苦情があった地域を町単位で集計

【R5.7】令和4年度の犬猫の殺処分数をHPにて公開

【R5.7】各区に、令和4年度の猫の引取り数及び苦情件数の集計結果を提供

【R6.3】動物愛護推進会議及び動物愛護推進員研修において行動計画の進捗状況を報告

<令和6年度>

【R6.5】令和5年度の猫の引取り及び苦情があった地域を町単位で集計

【R6.6】令和5年度の犬猫の殺処分数をHPにて公開

【R6.6】各区に、令和5年度の猫の引取り数及び苦情件数の集計結果を提供

【R7.1】動物愛護推進会議及び動物愛護推進員研修において行動計画の進捗状況を報告

<令和7年度>

【R7.5】令和6年度の猫の引取り及び苦情があった地域を町単位で集計

【R7.6】令和6年度の犬猫の殺処分数をHPにて公開

【R7.10】各区に、令和6年度の猫の引取り数及び苦情件数の集計結果を提供

取組方針

行動計画に基づく各種取組みを推進したことで「2025年大阪・関西万博」までに「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」を達成できた。この状態を維持するために現在の取組みを継続するとともに、人と動物、それを取り巻く環境を一体的に捉える「ワンヘルス」の考え方も念頭に置き、犬猫の殺処分数のさらなる減少、人と動物の共生する社会の実現に向けた取組を新たなステージに進めるべく、制度をより効果的なものとしていく。

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に基づくこれまでの取組結果(R8.3現在)及び今後の取組方針

項目2: 犬猫の殺処分割減に向けた事業の推進・強化

《関係所属: 健康局》

- (1) 野犬対策の徹底
- (2) 哺乳期猫譲渡推進事業の確立
- (3) 犬猫の譲渡の促進

これまでの取組み

(1) これまで実施してきた捕獲方法を検証するとともに、令和元年度から新たに定点カメラを活用した捕獲を試行した。

(2) 平成30年度に3週齢以上の哺乳期猫譲渡事業を本格実施するとともに、3週齢未満の哺乳期猫譲渡モデル事業を実施し、令和6年度からは週齢に関わらず全ての哺乳期猫を譲渡対象とする哺乳期猫譲渡事業に変更した。

(3) おおさかワンニャンセンターでの譲渡会について、毎月2回の複数の譲渡希望者合同による定期開催のほか、日曜譲渡会を平成30年度に3回、令和元年度に5回実施した。令和2年度から個別対応による毎週1回の方式に変更した。

平成29年度からSNSを活用して譲渡対象動物の紹介を実施している。

・野犬収容匹数

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	淀川河川敷	南港地区	淀川河川敷	南港地区	淀川河川敷	南港地区	淀川河川敷	南港地区	淀川河川敷	南港地区
成犬	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0
子犬	0	12	0	5	0	0	0	0	0	0
合計	0	12	0	5	0	1	0	1	0	0
譲渡数	0	12	0	5	0	0	0	0	0	0

・哺乳期猫譲渡実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
哺乳期猫収容匹数	181	119	143	84	64
譲渡数	3週齢以上	55	26	24	19
	3週齢未満	53	43	67	40
合計	108	69	91	59	49

・犬猫の譲渡実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
犬	譲渡会	7	3	5	6
	団体譲渡他	27	13	22	8
猫	譲渡会	23	22	19	26
	団体譲渡他	213	127	138	89
合計	270	165	184	129	125

令和3年度以降の具体的な取組み内容

(1) <令和3年度>

【R3.4～】淀川河川敷及び南港地区に定点カメラと捕獲檻等を設置し、巡回を実施

【R3.4～R4.3】南港地区において子犬12匹を保護

<令和4年度>

【R4.4～】淀川河川敷及び南港地区に定点カメラと捕獲檻等を設置し、巡回を実施

【R4.4～R5.3】南港地区において子犬5匹を保護

<令和5年度>

【R5.4～】淀川河川敷及び南港地区に定点カメラと捕獲檻等を設置し、巡回を実施

【R5.10】南港地区において成犬1匹を捕獲

<令和6年度>

【R6.4～】淀川河川敷及び南港地区に定点カメラと捕獲檻等を設置し、巡回を実施

【R6.4】南港地区において成犬1匹を捕獲

<令和7年度>

【R7.4～】淀川河川敷に定点カメラと捕獲檻等を設置し、巡回を実施

(2) <令和3年度>

【R3.10】3週齢未満の哺乳期猫譲渡モデル事業を継続

【R3.4～R4.3】108匹(3週齢以上55匹、3週齢未満53匹)の哺乳期猫を譲渡

<令和4年度>

【R4.4～】3週齢未満の哺乳期猫譲渡モデル事業を継続

【R4.4～R5.3】69匹(3週齢以上26匹、3週齢未満43匹)の哺乳期猫を譲渡

<令和5年度>

【R5.4～】3週齢未満の哺乳期猫譲渡モデル事業を継続

【R5.4～R6.3】91匹(3週齢以上24匹、3週齢未満67匹)の哺乳期猫を譲渡

<令和6年度>

【R6.4～】3週齢未満の哺乳期猫譲渡事業を継続

【R6.4～R7.3】59匹(3週齢以上19匹、3週齢未満40匹)の哺乳期猫を譲渡

<令和7年度>

【R7.4～】3週齢未満の哺乳期猫譲渡事業を継続

【R7.4～R8.3】49匹(3週齢以上9匹、3週齢未満40匹)の哺乳期猫を譲渡

(3) <令和3年度>

【R3.4～】譲渡対象基準に満たない犬の譲渡に向けたトレーニングを実施

【R3.7】トレーニングを実施した犬の試行譲渡を暫定的に実施

<令和4年度>

【R4.4～】譲渡対象の犬猫についてHPやSNSで随時紹介

【R4.4～R5.3】個別対応による譲渡会(計26回)を実施

<令和5年度>

【R5.4～】譲渡対象の犬猫についてHPやSNS及びLINE(西淀川区)で随時紹介

【R5.4～R6.3】個別対応による譲渡会(計27回)を実施

<令和6年度>

【R6.4～】譲渡対象の犬猫についてHPやSNS及びLINE(西淀川区)で随時紹介

【R6.4～R7.3】個別対応による譲渡会(計31回)を実施

<令和7年度>

【R7.4～】譲渡対象の犬猫についてHPやSNS及びLINE(西淀川区)で随時紹介

【R7.4～R8.3】個別対応による譲渡会(計34回)を実施

取組方針

(1) おおさかワンちゃんセンターと生活衛生監視事務所、区役所が連携して実施している野犬等の捕獲方法について更なる改善を検討するとともに、犬の遺棄による野犬の増加を防止するため、犬の飼い主に対する適正飼養啓発を一層強化していく。

(2) 哺乳期猫譲渡推進事業を推進したことで健康状態に問題がない全ての哺乳期猫に哺乳措置を実施し、成長した個体を譲渡できた。今後は哺乳期猫の一段の譲渡推進を目指して、他の自治体の取組みを参考にしながら哺乳期猫の飼養管理方法を必要に応じて見直していく。

(3) 引き続き譲渡対象情報をあらゆる媒体から発信し、発信内容を工夫することで譲渡対象動物の魅力向上に努める。また、譲渡希望者がより参加しやすくなるように譲渡会の開催方式を必要に応じて見直すとともに、問題行動等により譲渡対象基準に満たない犬猫の譲渡に向けたトレーニング方法について引き続き検討のうえ、実施していく。

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に基づくこれまでの取組結果(R8.3現在)及び今後の取組方針

項目3: 犬猫の適正飼養の推進

《関係所属: 健康局》

- (1) マイクロチップ装着の推奨及び所有者明示義務化の検討
- (2) 猫の登録努力義務化の検討

これまでの取組み

(1) 区広報紙や大阪動物愛護フェスティバルにおいてマイクロチップ装着の普及を広報したほか、平成31年2月に各区へマイクロチップリーダーを配備した。
 また、令和元年8月から、マイクロチップ等による個体識別処置の実施等大阪市が策定した基準を満たす第一種動物取扱業者を登録し公表する「おおさかアニマルパートナーシップ制度」を開始した。
 令和4年6月から犬猫の販売業者にマイクロチップの装着と情報登録が義務化されることから、令和2年度及び令和3年度に動物取扱業者へ封書にて周知徹底を行った。
 さらに、令和2年11月以降、動物管理センターから譲渡する犬猫に原則マイクロチップを装着した。
 令和4年11月にマイクロチップに関する狂犬病予防法の特例制度を適用した。
 令和5年9月からおおさかアニマルパートナーシップ事業者と協同で実施するしつけ教室でマイクロチップの普及啓発を行った。

・犬猫の返還実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
犬	6	7	2	2	1
猫	2	5	6	0	3
合計	8	12	8	2	4

・飼い猫の登録制度に係る他都市調査結果

- 平成29年7月: 大阪府下動物愛護担当者会議で照会 (登録事例なし)
- 平成31年1月: 近畿府県市動物行政担当係長会議で照会 (登録事例なし)
- 令和2年3月: 全国政令指定都市に文書照会 (登録事例なし)

令和3年度以降の具体的な取組み内容

- (1) <令和3年度>
 - 【R3.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などでマイクロチップ装着の普及を広報
 - 【R3.4～】動物管理センターから譲渡する犬猫に原則マイクロチップを装着
 - 【R3.6】マイクロチップの装着と情報登録の義務化について、動物取扱業者へ封書による周知
- <令和4年度>
 - 【R4.5】マイクロチップの装着と情報登録の義務化についてHPで広報
 - 【R4.9】政策企画室と協働でマイクロチップ装着を含む適正飼養啓発の動画を作製
 - 【R4.10】動物愛護体験学習センターにおいてマイクロチップ読取体験事業を実施
 - 【R4.10】マイクロチップに関する狂犬病予防法の特例制度の適用についてHPで広報
 - 【R4.11】マイクロチップに関する狂犬病予防法の特例制度を適用
 - 【R4.11】マイクロチップに関する狂犬病予防法の特例制度について市広報紙で広報
 - 【R5.2】マイクロチップに関する狂犬病予防法の特例制度に関するチラシを作成し、各区に配布を依頼
- <令和5年度>
 - 【R5.4～】マイクロチップの装着と情報登録の義務化についてHPで引き続き広報
- <令和6年度>
 - 【R6.4～】マイクロチップの装着と情報登録の義務化についてHPで引き続き広報
- <令和7年度>
 - 【R7.4～】マイクロチップの装着と情報登録の義務化についてHPで引き続き広報

(2) <令和3年度>

【R3.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで所有者明示を広報
<令和4年度>

【R4.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで所有者明示を広報
<令和5年度>

【R5.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで所有者明示を広報
<令和6年度>

【R6.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで所有者明示を広報
<令和7年度>

【R7.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで所有者明示を広報

取組方針

(1) 令和4年6月からペットショップ等で販売される犬猫へのマイクロチップの装着が義務化され、またマイクロチップが鑑札とみなされる特例制度を本市は令和4年11月から適用することで、マイクロチップによる登録が着実に浸透しつつあり、今後も啓発リーフレットの配架等によりマイクロチップ装着率の更なる向上を目指す。また、所有者明示の努力義務について、「大阪市動物の愛護及び管理に関する条例」への規定に向け検討していく。

(2) 飼い猫(外猫、家猫)については、飼養者に迷子札による所有者明示措置を実施するよう、ホームページ等で啓発を行っており、今後も、あらゆる機会や媒体を通じて広報を行い、所有者明示を推奨していく。また、飼い猫については、飼い犬のように法令(狂犬病予防法)に基づく登録義務はないが、国や他都市等の状況を注視し、登録の可否について検討していく。

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に基づくこれまでの取組結果(R8.3現在)及び今後の取組方針

項目4:動物愛護教育の充実

《関係所属:健康局・教育委員会事務局》

- (1) 命の大切さを学ぶ機会の増加
- (2) 飼育体験の充実
- (3) ふれあい事業の拡充
- (4) 既飼養者への適正飼養啓発事業の推進

これまでの取組み

(1) 「命の時間」講座を平成29年度に8校、平成30年度に3校、令和元年度に2校、令和6年度に3校の小学校で実施した。なお、令和2年度から令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を見合わせた。ほか、必要に応じて使用している教材の改訂を行った。

(2) 生活科の学習において継続的にウサギ等の小動物を飼育。児童による委員会活動においても、ニワトリや山羊等の小動物を飼育し、餌やりや小屋掃除をしたり、ふれあい体験の場を設定したり、動物とのふれあいの充実に取り組んだ。

(3) 出張型ふれあい事業を平成29年度に7回、平成30年度に7回、令和元年度に6回開催した。なお、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を見合わせた。令和4年度から再開し、令和4年度は4回、令和5年度は5回、令和6年度は4回開催した。また、平成30年4月から、おおさかワンニャンセンターにおいて猫とのふれあい事業を開始した。

(4) しつけの方法などを記載している愛犬手帳を平成31年2月及び令和7年3月に改訂した。また、飼い方のマナーなどを記載した愛猫手帳を令和2年1月に改訂した。

各区ふれあいイベント会場において、おおさかワンニャンセンターのモデル犬を活用したしつけ方の実演を行ったほか、平成31年4月に花博記念公園鶴見緑地で動物愛護推進員による飼い方相談を実施した。令和5年度及び令和6年度に動物愛護体験学習センターでおおさかアニマルパートナーシップ事業者と協同し、犬のしつけ教室を実施した。

・「命の時間」講座参加者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施学校数	0	0	0	3	10
参加者数	0	0	0	227	495

・出張型ふれあい事業参加者数

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
出張型	実施回数	0	4	5	4	5
	参加者数	0	130	114	95	134

(※令和3年度については新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を見合わせた。)

令和3年度以降の具体的な取組み内容

(1) <令和3年度>

新型コロナウイルス感染症の影響により「命の時間」講座は実施できず

<令和4年度>

新型コロナウイルス感染症の影響により「命の時間」講座は実施できず

<令和5年度>

【R5.10】「いのちを考える」授業～動物と共に生きる～の開催について小学校幹事校長会にて周知(教育委員会事務局)、私立小学校に向けHPにて周知(健康局)

<令和6年度>

【R6.7】幹事校長会で、大阪市内の小学校での「いのちを考える授業」のプレゼンを実施

【R6.12】「いのちを考える授業」を1区1校で実施

【R7.1】「いのちを考える授業」を1区1校で実施

【R7.2】「いのちを考える授業」を1区1校で実施

<令和7年度>

【R7.7】幹事校長会で、大阪市内の小学校での「いのちを考える授業」のプレゼンを実施

【R7.8】「いのちを考える授業」を1区1校で実施

【R7.10】「いのちを考える授業」を1区1校で実施

【R7.11】「いのちを考える授業」を2区2校で実施

【R7.12】「いのちを考える授業」を2区2校で実施

【R8.1】「いのちを考える授業」を1区1校で実施

【R8.2】「いのちを考える授業」を3区3校で実施

(2) <令和3年度>

【R3.4～R4.3】生活科において小動物を飼育し、生き物に親しみをもつための学習指導を実施。委員会活動で小動物の飼育、餌やり・掃除・ふれあい等の充実に取り組んでいる。(教育委員会事務局)

<令和4年度>

【R4.4～R5.3】生活科において小動物を飼育し、生き物に親しみをもつための学習指導を実施。委員会活動で小動物の飼育、餌やり・掃除・ふれあい等の充実に取り組んでいる。(教育委員会事務局)

<令和5年度>

【R5.4～R6.3】生活科において小動物を飼育し、生き物に親しみをもつための学習指導を実施。委員会活動で小動物の飼育、餌やり・掃除・ふれあい等の充実に取り組んでいる。(教育委員会事務局)

【R5.5】動物愛護推進員による学校飼育動物についての飼育相談対応を周知(健康局、教育委員会事務局)

<令和6年度>

【R6.4～R7.3】生活科において小動物を飼育し、生き物に親しみをもつための学習指導を実施。委員会活動で小動物の飼育、餌やり・掃除・ふれあい等の充実に取り組んでいる。(教育委員会事務局)

【R6.6】動物愛護推進員による学校飼育動物についての飼育相談対応を周知(健康局、教育委員会事務局)

<令和7年度>

【R7.4】動物愛護推進員による学校飼育動物についての飼育相談対応を周知(健康局、教育委員会事務局)

(3) <令和4年度>

【R4.10】動物愛護体験学習センターにおいてふれあい事業を実施

【R4.10】西淀川区役所の健康展においてふれあい事業を実施

【R4.12】子ども青少年局を通じて市内の私立保育園に出張型ワンちゃんとのふれあい広場in動物愛護体験学習センターを周知

【R5.1】動物愛護体験学習センターにおいて、市内私立保育園に出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

【R5.3】市内私立保育園にて出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

<令和5年度>

【R5.6】子ども青少年局を通じて市内の保育園、幼稚園及び認定子ども園に出張型ワンちゃんとのふれあい広場in動物愛護体験学習センターを周知

【R5.9】動物愛護体験学習センターにおいて出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

【R5.10】西淀川区役所の健康展において出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

【R5.11】市内市立保育園において出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

【R5.12】市内介護施設において出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

【R6.3】市内市立保育園において出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

<令和6年度>

【R6.4】動物愛護体験学習センターにおいて出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

【R6.6】市内介護施設において出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

【R6.11】市内介護施設において出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

【R7.3】市内市立保育園において出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

<令和7年度>

【R7.6】動物愛護体験学習センターにおいて出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

【R7.9】市内市立保育園において出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

【R7.10】西淀川区役所の健康展において出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

【R7.11】市内介護施設において出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

【R8.3】市内市立保育園において出張型ワンちゃんとのふれあい事業を実施

(4) <令和3年度>

【R3.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで適正飼養を啓発

【R3.11】愛犬手帳・愛猫手帳をツイッター、フェイスブック、インスタグラムでPR実施

<令和4年度>

【R4.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで適正飼養を啓発

【R4.11】愛犬手帳・愛猫手帳をツイッター、フェイスブック、インスタグラムでPR実施

<令和5年度>

【R5.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで適正飼養を啓発

【R5.11、12】愛犬手帳・愛猫手帳をツイッター(X)、フェイスブック、インスタグラムでPR実施

【R5.9、R6.3】動物愛護体験学習センターでおおさかアニマルパートナーシップ事業者と協同し、犬のしつけ教室を実施

<令和6年度>

【R6.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで適正飼養を啓発

【R6.6、11、R7.3】動物愛護体験学習センターでおおさかアニマルパートナーシップ事業者と協同し、犬のしつけ教室を実施

<令和7年度>

【R7.4】愛犬手帳を改訂

【R7.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間において、区広報紙などで適正飼養を啓発

【R7.6、11】動物愛護体験学習センターでおおさかアニマルパートナーシップ事業者と協同し、犬のしつけ教室を実施

取組方針

(1) 児童が動物の命を尊ぶ心を育むとともに、動物に関する正しい知識等を学習することを目的に、小学校において「いのちを考える授業」を実施している。児童にとって理解しやすく効果的な授業となるよう必要に応じて授業内容を改善し、本授業の目的等について周知を進めることで実施校の拡大を図る。

(2) 児童生徒が動物の命の尊さや大切さに気付き、動物の適正飼養及び終生飼養を理解できるようにするために、教育活動の中での体験的な活動の充実を図る。

(3) おおさかワンニャンセンターや動物愛護体験学習センターなど本市施設に加え、介護施設等に出張して開催することで犬とふれあう機会の拡充を図るとともに、幼児等を対象に犬に関する知識や正しいふれあい方講座を同時に行うことで動物愛護啓発にも努めていく。

(4) 犬猫の適正飼養に必要な知識を収録した愛犬手帳や愛猫手帳を作成、配布し、アニマルパートナーシップ事業者や動物愛護推進員との協働によるしつけ教室を開催することで、既飼養者に対する適正飼養啓発を推進しており、今後も効果的な周知啓発のため実施方法や実施内容の検討を進めていく。

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に基づくこれまでの取組結果(R8.3現在)及び今後の取組方針

項目5:動物愛護に関する広報の充実

《関係所属:健康局、政策企画室、デジタル統括室》

- (1) 広報活動の強化
- (2) 「ロゴマーク」の作成・活用

これまでの取組み

(1) 平成29年7月から動物愛護専用のツイッターとフェイスブックを開設し、平成30年5月からインスタグラムを開設した。
 また、平成29年7月に大阪市立自然史博物館においておおさかワンニャン特別大使の委嘱式をはじめとするキックオフイベントを行い、平成30年7月にイオンモール鶴見緑地においてトークイベント、令和元年9月に中央公会堂において講演を実施した。
 さらに、令和元年7月に市長定例会見で市長がグラフィックデザイナーの黒田征太郎氏デザインのチャリティーTシャツを公表した(政策企画室)。
 令和3年11月からはSNSに写真や絵文字を多用し、より多くの方に閲覧していただけるよう改善・工夫を行った。

(2) 平成29年12月にロゴマークを決定し、ロゴマークの使用承認を開始した。
 また、平成30年7月にイベント会場において、ロゴマークの缶バッジを無料配布したほか、映画のタイアップポスターや、「大学連携ポスタープロジェクト」において作成した「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の大判ポスター等、各種広報媒体に掲載した。

・おおさかワンニャン特別大使による啓発イベント

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
会場	実績なし	動物愛護体験学習センター	大阪市役所	実績なし	大阪・関西万博
内容		開所式・ 応援メッセージ	委嘱式・ 市長対談 (動画配信)		ペット共生イベント トークショー
参加者数		約40名	-		約14万9千名 (来場者数)

(※令和6年度は大阪・関西万博会場内で放映する動画の撮影を依頼)

・動物愛護関連事業寄附金額

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
寄附金額	6,847,054	6,218,630	4,204,089	36,259,677	30,520,384

・チャリティーTシャツ受渡実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受渡枚数	31	11	115	15	22

・ロゴマークの使用申請件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申請件数	3	4	3	1	2

令和3年度以降の具体的な取組み内容

(1) HP:

<令和3年度>

【R3.7】殺処分の現状について令和2年度データを掲載

<令和4年度>

【R4.7】殺処分の現状について令和3年度データを掲載

【R4.10】「犬・猫を正しく飼う運動」のページを大阪市トピックスに掲載

【R4.11】犬猫のマイクロチップ装着について掲載

<令和5年度>

【R5.7】殺処分の現状について令和4年度データを掲載

【R6.3】ペットもしもの安心カード、飼い猫の不妊去勢手術助成事業について掲載

<令和6年度>

【R6.7】殺処分の現状について令和5年度データを掲載

【R6.10】「犬・猫を正しく飼う運動」のページを大阪市トピックスに掲載

<令和7年度>

【R7.6】殺処分の現状について令和6年度データを掲載

【R7.10】「犬・猫を正しく飼う運動」のページを大阪市トピックスに掲載

市広報紙:

<令和4年度>

【R4.11】犬猫のマイクロチップ装着について掲載

<令和5年度>

【R5.10】「犬・猫を正しく飼う運動」強調月間について掲載

<令和6年度>

【R6.9】動物愛護週間、動物愛護フェスティバルについて掲載

【R6.10】多頭飼育崩壊防止、動物愛護フェスティバルについて掲載

<令和7年度>

【R7.9】動物愛護週間、動物愛護フェスティバルについて掲載

【R7.10】ペットもしもの安心カードについて掲載

【R7.11】動物愛護フェスティバルについて掲載

【R7.12】寄附金募集について掲載

【R8.1】ペットのための防災対策について掲載

区広報紙:

<令和3年度>

【R3.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間

【R3.4～R4.3】街ねこ事業について掲載(17区21回)

<令和4年度>

【R4.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間

【R4.4～R5.3】街ねこ事業について掲載(16区21回)

<令和5年度>

【R5.4、10】犬猫を正しく飼う運動強調月間

【R5.4～R6.3】街ねこ事業について掲載(13区17回)

<令和6年度>

【R6.4】犬猫を正しく飼う運動強調月間

【R6.4～R7.3】街ねこ事業について掲載(14区19回)

<令和7年度>

【R7.4】犬猫を正しく飼う運動強調月間

【R7.4～R8.3】街ねこ事業について掲載(10区13回)

SNS:

<令和3年度>

【R3.4～R4.3】ツイッター投稿を123回、フェイスブック投稿を123回、インスタグラム投稿を123回実施

【R3.11】ツイッター、フェイスブック、インスタグラムの発信方法について従来よりも譲渡動物の写真を多用し、また画像編集ソフトや絵文字を活用した内容に改善

<令和4年度>

【R4.4～R5.3】ツイッター投稿を168回、フェイスブック投稿を166回、インスタグラム投稿を165回実施(健康局・政策企画室)

<令和5年度>

【R5.4～R6.3】ツイッター(X)投稿を166回、フェイスブック投稿を150回、インスタグラム投稿を150回、LINE投稿を7回実施(健康局・政策企画室・西淀川区)

<令和6年度>

【R6.4～R7.3】ツイッター(X)投稿を185回、フェイスブック投稿を183回、インスタグラム投稿を182回、LINE投稿を14回実施(健康局・政策企画室・西淀川区・大正区)

【R6.6～】ツイッター(X)投稿、フェイスブック投稿及びインスタグラム投稿において、動画投稿を開始

【R6.10】「犬・猫を正しく飼う運動」及び「大阪動物愛護フェスティバル」に関する投稿を、大阪市広報X公式アカウントで1回ずつ(合計2回)実施

<令和7年度>

【R7.4～R8.3】ツイッター(X)投稿を131回、フェイスブック投稿を131回、インスタグラム投稿を131回、LINE投稿を10回実施(健康局・政策企画室・西淀川区)

【R7.9】「動物愛護関連事業寄附金の募集」・「犬・猫を正しく飼う運動」・「大阪動物愛護フェスティバル」に関する投稿を、大阪市広報X公式アカウントで1回ずつ(合計3回)実施

【R7.10】「犬・猫を正しく飼う運動」に関する投稿を、大阪市広報X公式アカウントで1回実施

【R7.12】「ふるさと寄附金による寄附金控除(動物愛護関連事業寄附金の募集)」に関する投稿を、大阪市広報X公式アカウントで1回実施

その他:

<令和3年度>

【R3.5】街ねこ事業周知用ポスターを大阪メトロ22駅にて掲示

【R3.7】YouTube大阪市健康局チャンネルに特別大使のメッセージ動画をアップロード

【R3.10～12】大阪市役所にて特別大使のメッセージ動画を放映

<令和4年度>

【R4.5】「愛犬の登録と狂犬病予防注射」のポスターを大阪メトロ22駅に掲示

【R4.9】殺処分の現状、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた行動計画、動物愛護関連事業寄附金に関するパネルを作製

【R4.9】適正飼養啓発に関する動画を作製(政策企画室)

【R4.10～】大阪市施設等において適正飼養啓発に関する動画を放映

【R4.10】大阪市広報YouTubeチャンネルに適正飼養啓発に関する動画をアップロード

【R4.10】動物愛護体験学習センターの開設式において、特別大使による「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた応援メッセージを発信

<令和5年度>

【R5.4～】大阪市施設等において適正飼養啓発に関する動画を放映

【R5.9～11】西淀川区民まつり、東住吉区民フェスティバル、東成区民まつりにおいて広報活動を実施

【R5.9】動物愛護フェスティバル in 中央公会堂を大阪府・市獣医師会と共催

【R5.9】「おおさかワンニャン特別大使」委嘱式で市長及び杉本彩特別大使による「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた特別対談を実施

【R5.10】HPに特別大使による「犬・猫を正しく飼う運動」強調月間のメッセージ動画を掲載

【R5.11】大阪市広報YouTubeチャンネルにて大阪市長及び特別大使の特別対談動画を放映

【R5.11】大阪市施設等において特別大使による「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」達成に向けたメッセージ動画を放映

【R5.12】大阪市広報YouTubeチャンネルにて特別大使の「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」達成に向けたメッセージ動画放映

<令和6年度>

【R6.4】定例会見において市長により「飼い猫の不妊去勢手術助成事業」及び「ペットもしもの安心カード」の取組を発信、会見場のバックボードを作製

【R6.9】「動物愛護週間」及び「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」と、映画「わんだふるぷりきゅあ！」とのコラボレーションポスターを大阪メトロ103駅に掲示し、市立中学校130校、市立小学校285校、市立幼稚園52施設及び市立保育所54施設に配布した。

【R6.9、10】大阪メトロ22駅構内掲示板に動物愛護フェスティバル案内ビラを設置

【R6.9】動物愛護フェスティバル in 中央公会堂を大阪府・市獣医師会と共催

【R6.10】動物愛護フェスティバル in 大阪城公園を大阪府・市獣医師会と共催

【R6.10～11】生野区民祭り、城東区民祭り、動物愛護フェスティバルにおいて広報活動を実施

【R6.12】大阪メトロ22駅構内掲示板に寄附金募集ビラを設置

<令和7年度>

【R7.5】本市における保護犬・保護猫の取組みに関する動画を作成し、大阪関西万博で開催されたペット共生イベント内で放映

【R7.9】大阪メトロ22駅構内掲示板に動物愛護フェスティバル案内ビラを設置

【R7.9、10】動物愛護フェスティバル in 中央公会堂を大阪府・市獣医師会と共催

【R7.10】大阪市健康局YouTubeにて「本市における保護犬・保護猫の取組みに関する動画」を放映

【R7.11】大正区役所及び西淀川区役所にて、「本市における保護犬・保護猫の取組みに関する動画」を放映

【R7.12】大阪市役所にて、「本市における保護犬・保護猫の取組みに関する動画」を放映

【R7.12】大阪メトロ22駅構内掲示板に寄附金募集ビラを設置

(2) <平成29年>

<令和3年度>

【R3.4～R4.3】ロゴマーク使用を3件承認

<令和4年度>

【R4.4～R5.3】ロゴマーク使用を4件承認

<令和5年度>

【R5.4～R6.3】ロゴマーク使用を3件承認

【R5.10】東住吉区民フェスティバルにおいて、ロゴマークの缶バッジ無料配布

<令和6年度>

【R6.4～R7.3】ロゴマーク使用を1件承認

<令和7年度>

【R7.4～R8.3】ロゴマーク使用を2件承認

取組方針

(1) 各種取組みについてHPや広報紙、SNS等のあらゆる媒体により広報したことで、犬猫の引取り頭数が減少するなど一定の成果を挙げているが、更なる引取り頭数の減少を目指しこれまでの広報活動に加えて対象者に直接的、効果的に情報が届くような広報を検討し、実施していく。

(2) 「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」のロゴマークを作成し本市広報物に積極的に掲載するとともに、広く市民や民間団体等の使用に供されるよう無料で公開したことで、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の市民の関心及び認識の向上に寄与したものと考えており、今後も動物愛護及び適正飼養の周知のためにロゴマークの活用を一層促進していく。

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に基づくこれまでの取組結果(R8.3現在)及び今後の取組方針

項目6:動物愛護相談窓口の充実及び現行制度の再構築

《関係所属:健康局・福祉局・区役所・デジタル統括室・建設局・大阪港湾局》

- (1)動物関係(多頭飼育崩壊等)の相談に対する連携体制の構築
- (2)所有者不明猫対策事業(街ねこ事業、公園猫事業)の再構築

これまでの取組み

(1)平成30年12月に各区の見守り相談室や地域包括支援センターに対してアンケート調査を実施し、その結果をもとに高齢者向け啓発リーフレットを作成し、令和元年12月に社会福祉協議会及び各区等へ配布した。令和3年3月にボランティアとの連携等に活用するため、動物愛護推進員を29名から36名に増員した。令和5年2月に地域包括支援センター管理者会、3月に見守り相談室及び生活困窮者自立相談支援窓口管理者会にて啓発リーフレットを用い、各業務において相談支援対応を行う中で、多頭飼育崩壊やそのおそれを発見した場合は、適切な相談窓口と連携するよう協力を依頼した。令和6年2月見守り相談室管理者会にて、啓発リーフレットを用い、各業務において相談支援対応を行う中で、多頭飼育崩壊やそのおそれを発見した場合は、適切な相談窓口と連携するよう協力を依頼した。

(2)街ねこ事業では、事業実施者等へのアンケート結果を踏まえ、平成30年4月から市民負担額を1頭あたり5,000円から2,500円に減額した。また、令和6年4月に実施細目を改訂し、事業実施に対する住民の合意確認について、活動組織が地域住民に直接確認する方法を追加した。

公園猫事業では、平成29年11月に更新手続きをなくすことで利用しやすい制度への再構築を図った(建設局)。

また、令和元年から関係職員を対象とした、街ねこ事業および公園猫適正管理推進サポーター制度に関する建設局、健康局合同研修会を開催した(建設局・健康局)。

臨港緑地については、看板設置によりマナー意識の向上等に取り組んだ(大阪港湾局)。

・街ねこ事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施地域数※	129	120	99	105	106
実施匹数	630	728	500	454	400

※手術実施の対象地域数

・公園猫事業登録数

令和7年3月末現在のサポーター登録数は63公園延べ282名(建設局)

令和3年度以降の具体的な取組み内容

(1) <令和3年度>

- 【R3.5、7、9、11】住吉区北地域包括支援センター等が主催するペットの問題に関する勉強会に参加
- 【R3.6】環境省の「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」冊子を関係所属に配付し共有
- 【R3.6】介護事業者等集団指導のオンライン講義(YouTube動画)において、訪問介護とペットの世話等の保険外サービスを組み合わせて提供する場合について厚生労働省通知を案内するとともに、集団指導に関する本市ホームページに当該通知を掲載、また本市高齢者向け啓発リーフレットを掲載(福祉局)
- 【R3.11】環境省の「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」冊子を大阪市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会に配付し共有

<令和4年度>

- 【R4.4】パートナーズドッグカーニバルin 鶴見緑地 2022にて高齢者向け啓発リーフレットを配布し啓発を実施
- 【R4.5、7、9、11】住吉区北地域包括支援センター等が主催するペットの問題に関する勉強会に参加
- 【R5.1】訪問介護とペットの世話等の保険外サービスを組み合わせて提供する場合についての取り扱いを示した厚生労働省通知を、集団指導に関する本市ホームページに掲載(福祉局)
- 【R4.10～R5.3】動物愛護体験学習センターにて高齢者向け啓発リーフレットを配布

<令和5年度>

- 【R5.6】介護事業者等集団指導のオンライン講義(YouTube動画)において、訪問介護とペットの世話等の保険外サービスを組み合わせて提供する場合についての取り扱いを示した厚生労働省通知を案内するとともに、集団指導に関する本市ホームページに当該通知を掲載、また本市高齢者向け啓発リーフレットを掲載(福祉局)

- 【R5.5、7、11、R6.1】住吉区北地域包括支援センター等が主催するペット(ねこ)の問題に関する勉強会に参加(健康局)

- 【R5.9～】高齢者向け飼養啓発リーフレットを修正し、ホームページに掲載(健康局)

- 【R5.10】福祉局主催つながる場勉強会でつながる場推進員へ「多頭飼育問題」及び「高齢者飼養啓発」について健康局の対策を周知(健康局)

- 【R6.3】地域包括支援センター管理者連絡会、民生委員児童委員協議会にて「多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業」及び「ペットもしもの安心カード」を周知(健康局)

- 【R6.3】区役所、生活衛生監視事務所及び動物愛護体験学習センター等にてペットもしもの安心カードを配布(健康局)

<令和6年度>

- 【R6.4】障がい者基幹相談支援センター連絡会にて、「多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業」及び、「ペットもしもの安心カード」について周知(健康局)

- 【R6.4～R7.3】多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業により不妊手術を実施(4件11頭)

- 【R6.5】高齢者向け飼養啓発リーフレットを各区社会福祉協議会へ送付し、配架を依頼(健康局)

- 【R6.5】見守り相談室管理者会にて、「多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業」及び、「ペットもしもの安心カード」について周知。引き続き、各業務において相談支援対応を行う中で、多頭飼育崩壊やその恐れを発見した場合は、適切な相談窓口と連携するよう協力を依頼(福祉局・健康局)

- 【R6.5、7、9】住吉区北地域包括支援センター等が主催するペット(ねこ)の問題に関する勉強会に参加(健康局)

- 【R6.7】介護事業者等集団指導に関する本市ホームページに、本市高齢者向け啓発リーフレットを掲載(福祉局)

- 【R6.8】「ペットもしもの安心カード」リーフレットを各区役所、保健所各生活衛生監視事務所、動物愛護体験学習センター、動物管理センター及び市内の動物病院に配布

- 【R7.2】見守り相談室に対し、相談対応を行った中で、多頭飼育等ペットに関する課題を含んだ事例の有無についてアンケートを実施。6区より11件の事例について報告あり(福祉局)

- 【R7.3】見守り相談室管理者会にて、引き続き相談支援対応を行う中で、多頭飼育崩壊やその恐れを発見した場合は、適切な相談窓口と連携するよう協力を依頼(福祉局)

<令和7年度>

【R7.4】「動物の飼い主に万一のことが生じた際への備え」に関するリーフレット(以下「リーフレット」)及び「訪問介護とペットの世話等の保険外サービスを組み合わせる場合についての取扱い」を示した厚生労働省通知(以下「国通知」)を、居宅系介護事業所への運営指導時に配付のうえ、利用者や家族にも周知いただけるよう協力依頼を開始(福祉局)

【R7.4～R7.12】多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業により不妊手術を実施(2件3頭)

【R7.5】大阪市民生委員・児童委員会長連絡協議会にて、「多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業」、「高齢者向け啓発リーフレット」及び、「ペットもしもの安心カード」について周知。

【R7.6】介護事業者等集団指導に関する本市ホームページに、リーフレット及び国通知を掲載(福祉局)

【R7.6】介護保険事業者等集団指導に関する本市ホームページに、「多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業」、「高齢者向け啓発リーフレット」及び、「ペットもしもの安心カード」を掲載

【R7.8】地域包括支援センター管理者会にて、「多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業」、「高齢者向け啓発リーフレット」及び「ペットもしもの安心カード」について周知

【R7.9、11、2】住吉区北地域包括支援センター等が主催するペット(ねこ)の問題に関する勉強会に参加(健康局)

【R7.10】生活支援担当課長会にて、「多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業」、「高齢者向け啓発リーフレット」及び「ペットもしもの安心カード」について説明

【R8.2】地域包括支援センター管理者会にて、高齢者等における「ペットを巡る問題とその対応及び予防策について」チラシについて周知

【R8.2】訪問型の介護施設等に対して高齢者等における「ペットを巡る問題とその対応及び予防策について」チラシをメールで送付

【R8.3】大阪市民生委員・児童委員会長連絡協議会にて、高齢者等における「ペットを巡る問題とその対応及び予防策について」チラシについて周知

(2) <令和3年度>

【R3.4～R4.3】臨港緑地内に立て看板を設置して、啓発を実施(大阪港湾局)

【R3.11】建設局・健康局合同で、主に新任実務担当者を対象とした街ねこ事業及び公園猫適正管理推進サポーター制度に関する研修会を開催(⇒50名の職員が受講)

【R4.3】3月末現在のサポーター登録数は55公園延べ288名(建設局)

<令和4年度>

【R4.4～12】臨港緑地内に立て看板を設置して、啓発を実施(大阪港湾局)

【R4.10～】動物愛護体験学習センターにて街ねこ事業及び公園猫事業の啓発パネルを展示(建設局・健康局)

【R4.10】中央区民まつりに出展し、公園猫事業及び街ねこ事業を周知(建設局・健康局)

【R4.11】健康局・建設局合同で、主に新任実務担当者を対象とした街ねこ事業及び公園猫適正管理推進サポーター制度に関する研修会を開催(⇒21名の職員が受講)

【R5.3】3月末現在のサポーター登録数は62公園延べ326名(建設局)

<令和5年度>

【R5.4～12】9月末現在のサポーター登録数は64公園延べ332名(建設局)

【R5.5】健康局・建設局合同で、主に新任実務担当者を対象とした街ねこ事業及び公園猫適正管理推進サポーター制度に関する研修会を開催(⇒19名の職員が受講)

【R5.9～11】西淀川区民まつり、東住吉区民フェスティバル、東成区民まつりに出展し、公園猫適正管理推進サポーター制度及び街ねこ事業を周知(建設局・健康局)

【R5.7～R6.3】臨港緑地内において、保護猫活動を支援するために活動団体へ行為許可を実施。また、臨港緑地内に遺棄啓発看板、TNR&C活動^{*1}ポスター啓発看板を設置(合計14箇所)(大阪港湾局)

【R6.3】3月末現在のサポーター登録数は67公園延べ350名(建設局)

*1:TNR&C活動とはTrap、Neuter、Return&Care活動のことで、野良猫を捕獲、不妊去勢手術後に元の場所に戻し、世話をを行うことを指す。

<令和6年度>

【R6.4】大阪市「所有者不明猫適正管理推進事業」実施細目を改訂し、活動にあたり住民代表者による合意書を必要としない方法を追加

【R6.4～6】臨港緑地内において、保護猫活動を支援するために活動団体へ行為許可を実施。また、臨港地区エリア内に遺棄啓発看板、TNR&C活動ポスター啓発看板を設置(合計10箇所)(大阪港湾局)

【R6.6】6月末現在のサポーター登録数は63公園延べ277人(建設局)

【R6.7～9】臨港地区エリア内に遺棄啓発看板、TNR&C活動ポスター啓発看板を設置(合計8箇所)(大阪港湾局)

【R6.8】公園猫適正管理推進サポーター制度の手引きを作成し、職員向けに研修を実施(建設局)

【R6.9】公園猫適正管理推進サポーターリーダー会議を開催(建設局)

【R6.9】9月末現在のサポーター登録数は63公園延べ277人(建設局)

【R6.9】どうぶつ基金への行政枠登録「大阪港内さくらねこTNR無料不妊手術チケット交付要綱」を策定(大阪港湾局)

【R6.10～12】臨港地区エリア内に遺棄啓発看板、TNR&C活動ポスター啓発看板を設置(合計18箇所)(大阪港湾局)

【R6.10～11】生野区民まつり及び城東区民まつりに出展し、街ねこ事業及び公園猫適正管理推進サポーター制度を周知(健康局・建設局)

【R6.12～R7.3】建設局の公園猫適正管理推進サポーター制度を参考に、「大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーター制度」を制定。R7.4から施行予定(大阪港湾局)

【R7.2】健康局・建設局合同で、外部講師を招き「地域猫対策の取組みと課題について」の内容で講習会を開催(⇒64名の職員が受講)

【R7.3】3月末現在のサポーター登録数は63公園延べ282人(建設局)

<令和7年度>

【R7.4～】「大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーター制度」開始。R7.6月末時点で2団体計36名登録。「大阪港内さくらねこTNR無料不妊手術チケット交付要領」に基づき、「大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーター制度」に登録している団体からの要望に対し無料不妊手術チケットを申請・交付。毎月5匹前後の猫に対し無料で不妊手術を施行。(大阪港湾局)

【R7.6】6月末現在のサポーター登録数は63公園延べ283人(建設局)

【R7.9】「大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーター制度」R7.9月末時点で4団体計44名登録。「大阪港内所有者不明猫適正管理推進サポーター制度」各登録団体代表者参加、第一回ヒアリング実施(大阪港湾局)

【R7.9】公園猫適正管理推進サポーター制度の手引きを使用し、職員向けに研修を実施(建設局)

【R7.9】公園猫適正管理推進サポーターリーダー会議を開催(建設局)

【R7.9】9月末現在のサポーター登録数は64公園延べ286人(建設局)

【R7.9～10】阿倍野区民まつり及び東淀川区民まつりに出展し、街ねこ事業及び公園猫適正管理推進サポーター制度を周知(健康局・建設局)

【R7.11】臨港地区エリア内に遺棄啓発看板、TNR&C活動ポスター啓発看板を設置(合計3箇所)(大阪港湾局)

【R7.4～R8.3】大安研と共同で「大阪市内における野外生活猫の生息数調査」を実施

【R8.3】臨港地区エリア内に遺棄啓発看板、TNR&C活動ポスター啓発看板を設置(1箇所)(大阪港湾局)

【R8.3】3月末現在のサポーター登録数は65公園延べ289人(建設局)

取組方針

(1)各所属で対応している動物関係の相談について、より細やかな対応を行うとともに、病気や怪我などで入院する可能性が高くなる高齢者等の飼養困難による飼養放棄や多頭飼育崩壊の未然防止を図るため、関係所属との効果的な連携体制を構築する。

(2)所有者不明猫適正管理推進事業(街ねこ事業)については、事業開始後に市民負担額の減額等の改善を進めており、今後も他都市調査及び事業実施者等へのアンケートなどを実施し、より効果的で利用しやすい制度に再構築する。

街ねこ事業を都市公園に適用することを原則としている公園猫適正管理推進サポーター制度については、平成23年度の事業開始以降、都度見直しを行っており、引き続き、より効果的で利用しやすい制度に向け検討していく。

大阪港内における所有者不明猫適正推進事業については、所有者不明猫に起因するトラブルを防止するとともに、所有者不明猫の適正管理及び匹数の減少を目指し、市民への啓発、理解を進め、動物愛護と港湾環境の維持の両立を図る。

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に基づくこれまでの取組結果(R8.3現在)及び今後の取組方針

項目7:動物愛護関連施設の設置

≪関係所属:健康局・建設局≫

これまでの取組み

譲渡登録団体等にアンケートを実施するなど、民間団体等の活動に必要とされている施設・設備等を調査するとともに、本市未利用施設(もと菅原城北大橋有料道路管理事務所等)の活用について、多額の寄附金により整備費の確保ができたことから、令和3年度に予算化を行い、施設改修工事を開始するとともに、公募型プロポーザルにより事業管理受託法人を決定した。令和4年10月に動物愛護体験学習センターを開設した。

令和3年度以降の具体的な取組み内容

＜令和3年度＞

【R3.4～6】もと菅原城北大橋有料道路管理事務所の令和3年度中の改修工事实施及び令和4年度以降の「動物愛護体験学習センター(仮称)」としての活用計画を、地域に向けて説明

【R3.4】「動物愛護体験学習センター(仮称)」の施設整備に向け、都市整備局へ予算配付し、業務依頼(実施設計及び改修工事)

【R3.5～】都市整備局管理のもと、事業者による施設改修工事の実実施設計を開始

【R3.5～7】施設改修工事の実実施設計内容について、都市整備局と協議

【R3.6～7】施設改修工事計画及び工事期間中に必要な手続きについて、建設局及び都市整備局と事前協議

【R3.9】都市整備局による施設改修工事の実実施設計が完了

【R3.10～11】施設改修工事に向けて、必要になる占用許可等の手続を建設局に申請し、許可を取得。

【R3.11～12】施設改修工事(施設整備工事、電気設備工事及び機械設備工事)について、入札により施工事業者決定。

【R3.12～】施設改修工事を開始。

【R4.1～3】令和4年度動物愛護体験学習センター(仮称)事業に関する業務委託契約にあたり、公募型プロポーザルを実施し、事業管理受託法人を決定。

＜令和4年度＞

【R4.4】施設で使用する備品(手術台、无影灯、液晶プロジェクター、スクリーン及びアンプ)を整備

【R4.6】施設改修工事が完了

【R4.10】動物愛護体験学習センターを開設

【R4.10】動物愛護体験学習センター開設式(約40名参加)及び動物愛護啓発事業(パネル展示、マイクロチップ読取体験、ふれあい事業)を実施。

【R4.10～R5.3】動物愛護体験学習センターにおいて委託事業者の業務管理運営のもと譲渡会(計10回)及び市民向けセミナー(計1回)及びボランティア交流会(計9回)を実施した。本市主催の、動物愛護推進研修会(1回)、健康局建設局合同街ねこ事業及び公園猫適正管理推進サポーター制度に関する研修会(1回)、出張型ワンちゃんとのふれあい事業(1回)及び動物取扱責任者研修会(1回)を開催した。

＜令和5年度＞

【R5.4～R6.3】動物愛護体験学習センターにおいて委託事業者の業務管理運営のもと譲渡会(計27回)及び市民向けセミナー(計5回)及び写真展等の事業(計4回)を実施した。本市主催の健康局建設局合同街ねこ事業及び公園猫適正管理推進サポーター制度に関する研修会(1回)、出張型ワンちゃんとのふれあい事業(1回)及び動物愛護に関するイベント(2回)を開催した。

＜令和6年度＞

【R6.4】動物愛護体験学習センターにおいて、出張型ワンちゃんとのふれあい事業(1回)を開催、市長が現場を視察

【R6.4～R7.3】動物愛護体験学習センターにおいて委託事業者の業務管理運営のもと譲渡会(計24回)及び写真展(計16回)及びセミナー(4回)を実施した。本市主催の、健康局建設局合同街ねこ事業及び公園猫適正管理推進サポーター制度に関する研修会(1回)を実施した。おおさかアニマルパートナーシップ事業者と協同し、犬のしつけ教室(3回)を実施した。

【R6.6】施設で使用する備品(大型ディスプレイ)を整備

＜令和7年度＞

【R7.4～R8.3】動物愛護体験学習センターにおいて委託事業者の業務管理運営のもと譲渡会(計24回)及び写真展(計14回)及びセミナー(7回)を実施した。本市主催の飼い主のためのペット防災しつけ教室(1回)及び出張型ワンちゃんとのふれあい事業(1回)を実施した。おおさかアニマルパートナーシップ事業者と協働し、犬のしつけ教室(2回)を実施した。

【R7.7】施設外壁に広報用の掲示板を整備

取組方針

より多くの民間団体による動物愛護体験学習センターの活用促進に向け、施設管理者や民間団体からの要望等に基づいて施設設備の拡充及び利用条件の改善を進める。また、先行事例であるドイツのティアハイムについて、調査・研究を行っていく。

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に基づくこれまでの取組結果(R8.3現在)及び今後の取組方針

項目8: ペットにかかる災害時対策

《関係所属: 健康局・危機管理室・区役所》

- (1) ペットとの避難対策の構築
- (2) 災害発生時における民間団体等との協力体制の構築

これまでの取組み

(1) 平成29年5月に「避難所・開設運営ガイドライン」を改訂し、「ペットへの対応」について記述を掲載した。また、令和2年2月に各区防災担当へ災害時避難所でのペット対策に関する状況調査アンケートを実施し、現状の把握を行った。

令和7年3月には、令和6年能登半島地震を踏まえた本市の防災対策に関する課題を踏まえ、区長会議のワーキングでの議論を経て「避難所開設・運営ガイドライン」の改訂を行い、新たに「災害時のペット対策(ペット同行避難対応ガイドライン)」及び「ペットの一時飼育場所開設運営マニュアル」を策定した。

(2) 平成30年6月に自治体や獣医師会等の団体で構成する大阪府災害時等動物救護連絡会議において、大阪府災害対策本部の設置と同時に大阪府災害時等動物救護本部を設置することなどについて協議し、大阪府災害時等動物救護対策要綱の改定が行われた。

平成30年11月に大阪市動物愛護推進員へ本市の災害時対応等の協力についてアンケートを実施したほか、令和元年5月にペット動物の防災対策について大阪市動物愛護推進員の研修を実施した。

令和2年3月に大阪府下の関係自治体と意見交換を行い、「大阪府災害時動物救護活動マニュアル」が作成された。

令和3年度以降の具体的な取組み内容

＜令和3年度＞

【R3.10】ペットのための防災対策について、HPに掲載

【R3.11】大阪市防災アプリのリンク集にペット防災関係のページを追加(危機管理室)

＜令和4年度＞

【R4.4～5】大阪府から情報提供された、八尾市役所が開催するペット同伴車両避難訓練の参加案内を各区へ周知し、希望した住之江区が訓練に参加(危機管理室)

【R5.1】健康局を通じて大阪経済大学から情報提供のあった、災害発生時のペット同行避難に関する資料を各区に情報提供(危機管理室)

＜令和5年度＞

【R5.10】ペット同行避難に関する広報ポスターを作成し、動物病院、ペットショップ等動物取扱業者に配布を行った。(危機管理室・健康局)

＜令和6年度＞

【R6.9】ペット同行避難に関する広報ポスターを作成し、動物病院に配布を行った。(危機管理室・健康局)

【R6.11】大阪府主催の「ペット防災に係る勉強会」に参加(健康局、淀川区、浪速区、大正区)

【R7.1】動物愛護推進員研修において外部講師によるペット防災対策に関する講演会を実施した。

【R7.3】「避難所開設・運営ガイドライン」の改訂を行い、新たに危機管理室・区役所・健康局において「災害時のペット対策(ペット同行避難対応ガイドライン)」及び「ペットの一時飼育場所開設運営マニュアル」を策定し、HPに掲載。(危機管理室)

＜令和7年度＞

【R7.8】外部講師による市民向けペット防災セミナーを開催(健康局)

【R7.9】ペット同行避難に関する広報ポスターを作成し、動物病院に配布を行った。(危機管理室・健康局)

【R7.11】ペット同行避難に関する広報ポスターを各区役所へ配布し、掲示を依頼した。(危機管理室)

- (2) 令和3年度以降取組み実績なし

取組方針

(1) 災害時の対応としては基本的には「自助」であるが、ペットの存在が必要な避難行動の妨げとならないよう飼い主自身が普段から餌やケア用品を備蓄しておくことに加え、他の被災者とトラブルにならないよう、ペットに対する基本的なしつけや健康管理等を実施するよう啓発を進める。また、避難所では動物が苦手な人やアレルギーを持っている人と共同生活を送ることとなるため、ルールを決めておくことが重要であることから、避難所を運営する避難所運営委員会等で協議できるよう引き続き関係所属と連携して取り組むこととする。

(2) 災害発生時における民間団体等との協力体制について引き続き本市における現状を踏まえ検討する。

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に基づくこれまでの取組結果(R8.3現在)及び今後の取組方針

項目9:動物愛護関連事業寄附金の活用

《関係所属:健康局・政策企画室・デジタル統括室》

これまでの取組み

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」のロゴマークを印刷した「大阪市ふるさと寄附金」募集リーフレットを作成・配布したほか、令和元年7月に振込用紙を兼ねた寄附金募集チラシを作成・配布した。
また、平成29年7月のキックオフイベントをはじめ、おおさかワンニャン特別大使による啓発イベント等で寄附金募集の周知を実施した。
平成30年4月から「大阪市動物愛護管理施策推進基金」を創設したほか、令和元年9月から大阪市獣医師会においてグラフィックデザイナーの黒田征太郎氏がデザインしたチャリティーTシャツの販売を開始した。
令和6年10月からふるさと納税サイトを通じた寄附金募集を開始した。

・動物愛護関連事業寄附金額

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
寄附金額	6,847,054	6,218,630	4,204,089	36,259,677	30,520,384

・チャリティーTシャツ受渡実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受渡枚数	31	11	115	15	22

・おおさかワンニャン特別大使による啓発イベント

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
会場		動物愛護体験学習センター	大阪市役所		大阪・関西万博
内容	実績なし	開所式・ 応援メッセージ	委嘱式・ 市長対談 (動画配信)	実績なし	ペット共生イベント トークショー
参加者数		約40名	-		約14万9千名 (来場者数)

(※令和6年度は大阪・関西万博会場内で放映する動画の撮影を依頼)

令和3年度以降の具体的な取組み内容

＜令和3年度＞
【R3.6】これまでの活用実績を掲載した新たな寄附金募集チラシを作成
＜令和4年度＞
【R4.5】これまでの活用実績を掲載した新たな寄附金募集チラシを作成
【R4.10～R5.3】動物愛護体験学習センターにて寄附金募集チラシを配布
【R4.11】大阪市東京事務所のHPに「大阪市動物愛護関連事業寄附金の募集」のページを作成
＜令和5年度＞
【R5.5】これまでの活用実績を掲載した新たな寄附金募集チラシを作成
【R5.6～R6.3】動物愛護体験学習センター、地下鉄大阪メトロ22駅、動物愛護フェスティバルin中央公会堂、西淀川区民まつり、東住吉区民フェスティバル、東成区民まつりにて寄附金募集チラシを配布
＜令和6年度＞
【R6.6】これまでの活用実績を掲載した新たな寄附金募集チラシを作成
【R6.9～R6.12】動物愛護フェスティバルin中央公会堂、動物愛護フェスティバルin大阪城公園、生野区民まつり、城東区民まつり、地下鉄大阪メトロ22駅にて寄附金募集チラシを配布
【R6.10】ふるさと納税サイトを通じた寄附金募集を開始
【R7.3】これまでの活用実績を掲載した新たな寄附金募集チラシを作成
＜令和7年度＞
【R7.9～12】動物愛護フェスティバルin中央公会堂、阿倍野区民まつり、東淀川区民まつり、大阪メトロ22駅にて寄附金募集チラシを配布

取組方針

現在の「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に基づく取組みを継続し、制度をより効果的なものとするために動物愛護関連事業寄附金を更に効果的かつ効率的に活用していくとともに、本市の動物愛護に関する取組みへの一層の支援を目指して情報発信を充実させていく。また、新たな事業実施や事業拡大にあたっては、当該計画段階において、必要に応じて、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングの活用についても検討する。

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に基づくこれまでの取組結果(R8.3現在)及び今後の取組方針

項目10:動物愛護推進員制度の再構築

《関係所属:健康局》

これまでの取組み

平成29年7月及び平成30年1月に政令指定都市や大阪府における動物愛護推進員の活動内容を確認した。平成30年11月に動物愛護推進員へアンケート調査を実施し、その結果をもとに、平成31年4月に動物愛護推進員による市民を対象とした犬猫の飼い方相談を実施したほか、同年7月に動物愛護推進員による職員を対象とした研修を実施した。

令和2年10月に動物愛護推進員の拡充を目的として「大阪市動物愛護推進員設置要領」を改定した。令和3年度動物愛護推進員を28名から36名に増員し、令和5年度以降は34名体制で活動している。

令和3年度以降の具体的な取組み内容

＜令和3年度＞

【R3.4】28名から36名に増員した新たな動物愛護推進員体制で活動開始

【R3.12】動物愛護推進員研修を実施し、行動計画の進捗状況、「大阪市動物愛護推進員設置要領」の一部改正、「大阪府動物愛護管理推進計画」の改定等について紹介。また多頭飼育対策に関する動画視聴による研修を実施するとともに、多頭飼育対策に関するアンケートを実施。(新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、書面による開催)

＜令和4年度＞

【R5.2】大阪府と合同で動物愛護推進員研修を実施し、大阪府市動物愛護推進員が活動報告を行うとともに意見交換を行った。

＜令和5年度＞

【R5.9】施設見学希望の市民1名に対し、施設の案内及び動物愛護推進員制度の説明を行った。

【R6.3】大阪府と合同で動物愛護推進員研修を実施し、大阪府市動物愛護推進員が活動報告を行うとともに外部講師による講演会及び意見交換を行った。

＜令和6年度＞

【R7.1】大阪府と合同で動物愛護推進員研修を実施し、大阪府市動物愛護推進員が活動報告を行うとともに外部講師による講演会及び意見交換を行った。

＜令和7年度＞

【R7.8】動物愛護推進員に対し、動物愛護施策推進に関するアンケート調査を実施

【R8.1】大阪府と合同で動物愛護推進員研修を実施し、大阪府市動物愛護推進員が活動報告を行うとともに意見交換を行った。

取組方針

大阪市動物愛護推進員をはじめとするボランティアとの協働は本市動物愛護管理施策推進の軸の1つであり、現在の取組みを維持継続し、制度を更に効果的なものとするためには、今後も更なる連携が必要であることから、推進員の活動内容を精査し、必要に応じて「大阪市動物愛護推進員設置要領」の改定を行う。

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に基づくこれまでの取組結果(R8.3現在)及び今後の取組方針

項目11:市営住宅敷地内における猫対策

《関係所属:健康局・都市整備局》

これまでの取組み

入居者に配付している「住宅だより」を通じて敷地内の猫の餌やりに関する啓発活動を行った(都市整備局)。市営住宅敷地内で野良猫に対する餌やりの苦情があった住宅について、住宅管理センターによるポスター掲示を行った(都市整備局)。市営住宅敷地内で野良猫に対する餌やりを行っていた入居者について、自宅訪問により注意喚起を行った(都市整備局)。令和3年9月から市営住宅敷地内における街ねこ活動のモデル実施を開始した。

令和3年度以降の具体的な取組み内容

＜令和3年度＞

【R3.4～R4.3】街ねこ活動を実施したいという要望がある4団地の内、1団地について、実施届(所有者不明猫適正管理推進地区指定通知書及び合意書(入居者の4分の3以上)等添付あり)の提出があり、関係局と調整の上、9月からモデル実施を開始。残りの3団地は地元自治会の協力・調整が整わないなど実施に至っていない。(都市整備局)

＜令和4年度＞

【R4.4～R5.3】街ねこ活動を実施したいという要望(4団地)があり、活動団体へ事業説明を行ったが、地元自治会の協力・調整が整わないなど実施に至っていない。(都市整備局)

＜令和5年度＞

【R5.4～R6.3】街ねこ活動を実施したいという要望はなかった。(都市整備局)

【R6.2】市営住宅敷地内における街ねこ活動のモデル実施方針を改訂(都市整備局)

＜令和6年度＞

【R6.4～R7.3】街ねこ活動を実施したいという要望はなかった。(都市整備局)

【R6.7】「街ねこ活動のモデル実施」に関するリーフレットを各住宅管理センターの窓口に設置し、入居者に対して周知を行った。

＜令和7年度＞

【R7.4～R8.3】街ねこ活動を実施したいという要望はなかった。(都市整備局)

取組方針

市営住宅敷地内で野良猫に対する無責任な餌やりの苦情があった場合は、各住宅管理センターにおいてポスターを掲示するなど自治会と協力しながら啓発活動を行う。市営住宅敷地内で入居者が野良猫に対する無責任な餌やりを行っていた場合には、自宅訪問等により注意喚起を行う。引き続き、市営住宅敷地内での街ねこ活動(モデル実施)の調整、事業化に関して検証を行う。

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に基づくこれまでの取組結果(R8.3現在)及び今後の取組方針

項目12:おおさかワンニャンセンターの機能向上

《関係所属:健康局》

これまでの取組み

平成29年度におおさかワンニャンセンターにおいて猫室を改修し、平成30年度に犬舎、門扉、フェンスの改修と職員ユニフォームやのぼりの作成を行ったほか、令和元年6月に犬舎に空調設備を設置した。また、平成30年4月から新設した猫とのふれあいスペースを利用したふれあい事業を開始した。令和2年度に寄贈いただいた移動式活性炭脱臭装置を犬舎に設置した。また、動物愛護関連事業寄附金の活用により、ドッグランを設置した。令和3年度に本館及び保護室の屋根を補修した。

・おおさかワンニャンセンター見学者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
施設見学者数	147	153	190	226	226

・ふれあい事業参加者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
来所型参加者数	0	38	21	40	24

(※令和3年度については新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を見合わせた。)

令和3年度以降の具体的な取組み内容

<令和3年度>

【R3.4】本館及び保護室の屋根改修を予算化

【R3.11】ツイッター、フェイスブック、インスタグラム発信方法について従来よりも譲渡動物の写真を多用し、また画像編集ソフトや絵文字を活用した内容に改善

【R4.2】本館及び保護室の屋根の補修を実施

<令和4年度>

【R4.9】動物管理センターの施設紹介ムービー及び譲渡動物紹介ムービーを作成

【R4.10】動物愛護体験学習センターにおいてふれあい事業、パネル展示及び譲渡動物紹介ムービー放映を実施

【R4.10】西淀川区役所の健康展においてふれあい事業及びパネル展示を実施

【R4.12】出張型ワンちゃんとのふれあい広場in動物愛護体験学習センターの企画・HP掲載

【R4.12】子ども青少年局を通じて市内の私立保育園に出張型ワンちゃんとのふれあい広場in動物愛護体験学習センターを周知

<令和5年度>

【R5.6】子ども青少年局を通じて市内の私立保育園等に出張型ワンちゃんとのふれあい広場in動物愛護体験学習センターを周知

【R5.10】西淀川区役所の健康展においてふれあい事業及びパネル展示を実施

<令和6年度>

【R6.4】子ども青少年局を通じて市内の私立保育園等に出張型ワンちゃんとのふれあい広場in動物愛護体験学習センターを周知

<令和7年度>

【R7.4】子ども青少年局を通じて市内の私立保育園等に出張型ワンちゃんとのふれあい広場in動物愛護体験学習センターを周知

【R7.5】本市における保護犬・保護猫等の施設での取組みに関する動画を作成

【R7.10】西淀川区役所の健康展においてふれあい事業及びパネル展示を実施

【R7.11】大正区役所及び西淀川区役所にて、「本市における保護犬・保護猫の取組みに関する動画」を放映

【R7.12】大阪市役所にて、「本市における保護犬・保護猫の取組みに関する動画」を放映

取組方針

おおさかワンニャンセンターの設備の老朽化に合わせて施設を改修し、設備を新設したことで犬や猫の飼養管理環境は向上し、センター竣工時と比べて動物愛護や動物福祉により一層配慮した飼養管理を実施できおり、引き続き施設の改修等を計画的に進めていく。また、センターの耐用年数を踏まえた将来的な建替えを見据えて、センターの役割やそれに応じた施設のあり方について検討を行う。